

難病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

- 平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- 難病医療費助成制度では、知事の指定を受けた指定医に限り、難病の患者に対する医療費助成の申請に必要な診断書を記載することができます。
- 指定医には、新規申請および更新申請に必要な診断書の記載ができる「**難病指定医**」と、更新申請に必要な診断書のみを記載できる「**協力難病指定医**」の2種類があります。

指定医の申請手続等

【申請手続】

「難病医療費助成指定医指定申請書兼経歴書」に、次の書類を添付して滋賀県あてに提出してください。

(1) 「医師免許の写し」

【難病指定医の申請の場合】

(2) 「専門医の資格を証明する書面」または「都道府県が行う研修の課程を修了したことを証する書面」

【協力難病指定医の申請の場合】

(2) 「都道府県が行う研修の課程を修了したことを証する書面」

【提出先および問合せ先】

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

滋賀県庁健康医療福祉部健康寿命推進課
難病・小児疾病係

電話：077-528-3547

指定医の要件・有効期間

【要件】

- 難病指定医（新規および更新申請用のいずれも作成可能）
以下の①②の要件を満たしたうえで、③または④のどちらかを満たすこと
① 診断または治療に5年以上従事した経験を有すること
② 診断書を記載するのに必要な知識と技能を有すること
③ 学会が認定する専門医（別添資料）の資格を有すること
④ 指定難病の診断および治療に従事した経験があり、今後、都道府県が行う研修を平成29年3月31日までに受ける意思のあること
- 協力難病指定医（更新申請用の診断書のみ作成可能）
以下の⑤⑥⑦の要件を満たすこと
⑤ 診断または治療に5年以上従事した経験を有すること
⑥ 診断書を記載するのに必要な知識と技能を有すること
⑦ 都道府県が行う研修を修了したこと
ただし、⑦の内容は、④の内容とは異なります。

【有効期間】

- 難病指定医（専門資格による）の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。
- 難病指定医（研修資格による）および協力難病指定医は、5年ごとに、指定医の区分に応じ都道府県が行う研修を受けなければ更新ができません。

【留意事項】

- 申請は、主として指定難病の診断を行う医療機関の所在都道府県に行うこととなります。
- 指定を行った後、滋賀県から申請者あてに指定通知を送付します。（送付先は、勤務している医療機関）
- 指定を行った指定医を滋賀県が公表します。